

カペー朝期フランスにおける地方統治とプレヴォ・バイイ制

― 王権による都市支配と関係して ―

渡 辺 節 夫

はじめに

本稿は前稿＊に引き続いて、13世紀中葉の“封建王制 (monarchie féodale)”の成立過程をフランス中世中期における地方統治法の発展の面から検討しようとするものである。

封建王制はレーン制を骨格とし、その求心的な機能により成立する、王を頂点とする政治権力秩序であり、封建王制確立のプロセスの検討においてはレーン制を求心的に機能せしめる背景と条件の解明が不可欠であり、第一義的な重要性を持つことは言うまでもない。

旧来、このレーン制を求心的に機能せしめる要素は一括して“非レーン制的要素”、或いは“超レーン制的要素”と呼ばれてきたが、それらは大きくは“権力 (potestas)”と“権威 (auctoritas)”に二分することができる。その内の前者については主として王の直轄領 (王領地) と直轄行政組織が問題となる。換言すれば、封建王制の確立に向けての過程は王の下への直轄領の集積と直轄行政組織の高度化に対応しているということである。

また、この両過程は内面的に密接に関連している。即ち、直轄領の拡大は王の財政基盤の拡大をもたらし、それは王国統治に不可欠の人的要素たる国王役人の数的、質的増大を可能にし、それは翻って王国の効果的で、より高度な統治を可能にしたものと考えられる。

そこで、本稿では12世紀初頭のフランス王権の“覚醒期”を出発点とし、13世紀後半のルイ9世治世末期までを対象として、王の直轄行政組織の高度化のプロセスを国王役人の具体的な活動を通して明らかにすることを課題としたい。王の直轄行政組織は一体的なものとして存在するが、一応、便宜的に中央レヴェルと地域レヴェルに分けて考察した上で総合的に再構成するのが妥当かと思われる。ここでは地域レヴェルに限定して王の直轄行政組織の実態を歴史的に明らかにすることを課題としたい。

先ず、第Ⅰ章では王の地方役人 (バイイ・セネシャル、プレヴォ、セルジャン) の職権と職能を考察の対象とする。具体的にはその前提としての(1)その基盤、王との物権関係、(2)その職権と職能の概念を明らかにした上で、(3)公道管理権と軍事権、(4)教会保護権、(5)王と貴族間のレーン関係において彼らが如何に活動したかを明らかにし、その後、中世における王権の拡大と確立の上で核をなす(6)王権の聖俗貴族＝領主の所領への介入と裁判権の蚕食の問題を扱うこととしたい。

次いで第Ⅱ章では都市・都市民に対する王権の関与と統制が如何にして強化されたかを明らかにしたい。ここで特に都市と王権の関係に着目するのは、いわゆる“コミュニン (communia)”

に代表される12世紀初頭以来の都市共同体の発展が単に経済構造のみならず、王権による地域統治のあり方を大きく規定するに至るからである。その一面は12世紀中葉以降、中央・地方レヴェルにおいて王国統治を実質的に支えるに至る“王の騎士”、“王の聖職者”が基本的に都市出身階層で占められることにも現れている。そして何よりも、13世紀の過程で“優良都市 (bonne ville)”として一括されるに至る諸都市が経済、財政、軍事において王権の重要な基盤を構成することが、王権の地域統治との関係で都市に着目する理由である。

以下、第Ⅱ章では、王の都市支配の実態を(1)ルイ6世期、ルイ7世期、(2)フィリップ2世期、ルイ8世期、ルイ9世期に二分して明らかにした上で、特に1節を設けて、王の地域統治の核をなす(3)都市裁判権と国王役人との関係に着目する次第である。

＊渡辺節夫「フランス中世王権と地方統治—12・13世紀における令状 (mandement) の史料論的検討」『青山史学』24号、2006年3月刊、33—54頁。

I. 国王役人の職権と職能

(1) その基盤、王との物権関係

(a) プレヴォ (prévôt, prepositus) とバイイ (bailli, ballivus)

カペー初期において地域統治の役割を中心的に担ったのはプレヴォ (prévôt) たちであった。彼らは所領役人的、荘官的性格が強いが徐々に収益徴収権や裁判権を手に入れるようになった。王のプレヴォの史料上の初出は1019年であり、国王証書に現われるのは1057年からである。また、プレヴォの数は12世紀前半には約30であったが、1190年頃には約35となり、13世紀初頭には62へとほぼ倍増している⁽¹⁾。プレヴォ職は最初は世襲制であったが、やがて期限付きの請負制となり、管区が設定されるようになる。

プレヴォの経済基盤について、しばしばその半レーン制的性格が指摘される。しかし、例えばルイ7世の治世初期 (1143—44年) の1証書⁽²⁾では、教会領からの“悪しき、法外な慣習的諸貢租 (malae et exactivae consuetudines)”の徴収を王が禁じて以降も、その一部がプレヴォのために留保されているが、その権益自体は特に“封”とは見なされていない。

フィリップ2世期にはプレヴォ職は封ではなくなるのは事実である。因みに同王の治世初期 (1191年) の1国王証書⁽³⁾にはサンリスの王のプレヴォ、ジョフロワとその相続人によるルーアンのサン・ウァン修道院の荘園 (manerium) と付属物件の5年間の定期請負 (firma) の事例が記されている。彼は先ず最初に200リブラを支払い、当該荘園の償還 (aquitatio) の際に100リブラを支払うものとされている。

プレヴォの出自と階層の点ではポワシーのプレヴォを務めたジェラルの場合が興味深い。彼の所有物権は王によりロブカンなる人物に贈与されていたが、その後、王の手により、40リブラを王に支払うことを条件に、ジェラルの息ゴーティエとその相続人に返還されることになった。その対象物権はフィリップ2世の1国王証書 (1198年)⁽⁴⁾に列挙されており、ポワシーの農

場施設 (*granchia*) と付属物件、パン焼きがま、水車、入植民、採草畑だけでなく、封臣に対する授封地も含まれている。かなりの土地的財産を有していたことがわかる。そこにバルテルミー・ド・ロワが有している5アルパンの採草畑が除外されている点が興味深い。彼は国王大官を以後3代の王の下で務める典型的な“王の騎士”層出身者であり、ここにもプレヴォと国王大官の出自、基盤の共通性が看取される。

フィリップ2世治世の地域統治の革新は何よりも、1180-90年代に地方行政監視のために、各地に王の有給役人であるバイイ、セネシャルが配置されるようになったことである。また、バイイは当初は移動的であり、その活動は間歇的であったが、徐々にバイイ管区が設定されて任地も明確になり、その活動も恒常的となった。また、1200年頃には地方統治は二重構造化することにより安定的なものとなった。その基本は既に有名なフィリップ2世の「遺言」(1190年6月)に提示されている⁽⁵⁾。そこではバイイが配下の各プレヴォに対し4名(パリでは例外的に6名)の“正規の賢者たち (*homines prudentes, legitimum*)”を配置し、彼らの証言、助言により荘園に関する実務を処理するよう規定している。

全体としてバイイ管区が固定化するのには1220-40年頃と見られ、地名を伴ったバイイ管区が会計簿に初出するのは1248年である。それはバイイの財政的な権限の強化とともに、地理的な区分も一層明確化、安定化したことを示している⁽⁶⁾。また、1250年代以降の裁判記録においては、例えば「アミアンのバイイ管区(職)の彼の継承者たるゴーティエ・パルドゥアンによって (*per G.B., successorem suum in ballivia Ambianensi*)」なる表記が見られる(1265-66年)。また、セネシャル管区についても、例えば「カルカソンヌのセネシャル管区においてフランスの慣行と慣習によって、誰がその土地を有するか (*in senescalcia Carcassone...qui tenent ad usum et consuetudines Francie terras suas*)」という表記が見られる(1261年)のである⁽⁷⁾。

1250-60年頃には、バイイはプレヴォの権限の一部を吸収して、裁判、財務、軍事を一手に掌握するに至る。これが真のバイイ制の確立である。これと並行して、クリア・レギス (*curia regis*, 宮廷) の上層部分が、中央のクリア・レギスでの活動、或いは地域管理の職責いずれかを選択するようになるのは1253-54年である。これはバイイが地域統治に専念し、クリア・レギスに召喚されなくなる1271年以降の傾向に繋がるものである⁽⁸⁾。

ルイ9世期のバイイの任期に関して特徴的な点は、10年以上に及ぶ者が少なくない点である。このことは、彼らが有能であり、王への忠誠心が強かったことを示すが、他方で、王の側が頻繁に彼らの任地を移動させて、その自立化を妨げ、従属性を高める方策を取ったことの結果でもある。しかし、同王の治世末期には財務関係以外ではクリア・レギスとの関係が弱まり、同一のバイイが長期にわたり同一管区に留まる事例が見られるようになる⁽⁹⁾。

彼らの社会的出自は中央のクリア・レギスの役人たちと同様、基本的に在地の中小の領主層であった。このことが彼らの“家産的役人層 (*familiars*)”としての従属性と忠誠心の高さの要因であると思われる。例えば、物権放棄に関する王の1封臣の証書(1257年)の中で、ボーケールのセネシャル、ギヨーム・ドトン (*d'Authon*) は単に“*dominus* (領主)”と呼ばれているだけで

なく、“nobilis vir,Guillelmus de Autunno,miles”と呼ばれている。この“nobilis vir”は彼が在地の有力な領主層の一員であったことを示し、“miles”は彼の王への従属関係を示すものである。これと相前後する（1256－57年）、エクス大司教フィリップの証書の中でも、彼はボーケールとニームのセネシャルで、“dominus, Guillelmus de Automno, miles”と表記されている⁽¹⁰⁾。

また1264年にはある穀物用の水車（molendinum ad bladum）について、ジゾールの現任のバイイで“miles”のアンソー（de Gérocourt）の祖先がそれを世襲的に領有していたか否かの調査結果が記録されている⁽¹¹⁾。この水車は周辺の数カ村の住民（villarum gentes）が“バナリテ負担民（bannarii）”とされているほど重要なものであり、同バイイが有力な在地の領主層出身であった可能性がある。

なお、ノルマンディーなど征服地では、王の寵を得たバイイが職務の見返りに封を授与され、有力領主に上昇する事例も頻繁に見られる。また、新規の取得地には旧王領地からバイイが補任された。ルイ9世の治世には、有能で地域の事情に通じた人物を補任するため、中央のクリア・レギスでの経験は考慮せず、しばしば現地採用を行なった⁽¹²⁾。

（b）セルジャン（sergent,serviens）

ルイ9世期の国王役人の在地性の面では“serviens”とその職権“sergenteria”に関する一連の記述が特に興味深い。彼らは、1判決記録（1266年）に「ドンフロン（Domfront）のバイイ管区に属するballivus, vicecomes, servientes は当該バイイ管区内の彼（小領主）による森からの木材の売却を阻止した」とあるように、バイイの下僚として仕える存在であった。別の判決記録（1265年）には当該 servientes の1人としてジャン・アルノーなる人物が現れるが⁽¹³⁾、彼は“serviens feodatus de Dannifrontis”として、即ちそのセルジャン職（sergenteria）に関して封を得ていることを認定されている。この判決記録には彼が同職を世襲的に継承するに得るに至る経緯が述べられており、既にその祖父が「王から封臣として同職を得ていたこと（serviens domini Regis feodatus de dicta sergenteria）」が記されている。ここでは同ジャンは特に当該管区に属する1村落における「法廷決闘に関する権利（sergenteria de placito spate）」の領有を主張している。この場合①同職或いはそこからの収益自体が封であったか、或いは②同職の遂行の代償として別個に封が授与されていたかは不明であるが、いずれにせよ、王の地域統治の末端部分がレーン制の枠組みの中に包摂されていたのは間違いない。

②の明瞭な事例としては、王のプレヴォの下僚として現れる王の serviens、ピエール（de Bocia）に関する以下の事例（1270年）⁽¹⁴⁾が興味深い。彼はある在地の小領主ジャン（miles,dominus de Bosco Ernaudi）－彼自身と王権との関係は不明だが－から一定額の金銭を代償に年額30リブラの“ラント取得権（annui redditus）”を手に入れている。このラント（定期金）はヴェルヌーユのバイイ管区内のグロのプレヴォ管区において徴収され、トゥールのプレヴォ管区を有するプレヴォの手から受け取るものとされている。そしてトゥールのバイイに対して、遅滞なくその支払いがなされるよう王から命令が出されている。この書状には王は同ピエールを「この30リブラに関して封臣として受け入れる（recepimus in hominem nostrum de predictis triginta libris）」と記さ

れており、この30リブラのラント収益は貨幣封と見なすことができる。

セルジャン職の在地の小領主 (miles) による領有とその世襲的継承は他の判決記録 (1269年)⁽¹⁵⁾ からも知ることができる。ここではその空間的範囲も明記されている。特に注目すべきは当該セルジャン職は、当事者である小領主がその父親が他の土地とともに、別の領主から購入したものであることを主張している点である。また、この売却した領主は妻の世襲的な権利によってそれを取得したことが論及されている。

セルジャン職の領有権と関係して興味深いのは、サン・パレの領主 (dominus) が証書を作成し、従属民 (二人の兄弟) の解放 (manumissio) に際し、バイイ職権を彼らに賦与している事例 (1267年)⁽¹⁶⁾ である。賦与された対象の範囲をめぐり後日両者間で争論が起きている。後者がそれを「従属民たちと当該領主が固有のものとして当該バイイ管区 (職) に有していたすべての権利 (homines et omnia jura alia que dictus dominus habuerat in dicta ballivia, tanquam sua propria)」としたのに対して、前者は「当該バイイ管区 (職) に関する彼の権利と世襲権ではなく、セルジャン職とそれに付随する特典のみを賦与したに過ぎない (jura sua et hereditatem dicte ballivie eis non concessit, set sergentieriam et commodum sergenterie solum)」と抗弁している。結論的には「彼ら二人は支配権を持つことができず、当該バイイ管区 (職) に属するその諸権利は当該領主のもとに留まる (dicti duo fratres... non domanium habere debebant, et jura sua dicto domino, sicut antea, remanebant in ballivia supradicta)」こととなった。

以上の記述から当該領主が、バイイが行使すべき公的職務の一定部分を一種の利権として私的に領有し、世襲的に継承すること、或いはその一部、特にセルジャン職は通常の物権同様に譲渡、売却することができたことを示している。このことはセルジャン職を女性も一時的であれ、世襲的に継承していることから裏づけられる⁽¹⁷⁾。

フィリップ3世の治世以降、バイイ・セネシャルとその管区数は増加する。バイイ・セネシャルの数は、1285年には23名、1314年には30名に達した。14世紀初頭には37の管区が確認される。また、1275年以降、管区単位の諸身分会議の開催頻度は低下する⁽¹⁸⁾が、それが14世紀中葉に始まる地方三部会の先駆けとなった点は銘記されねばならない。

バイイ制の全盛期は14世紀中葉までで、それ以降、裁判、財政、軍事の各面で彼らの権限は縮小、低下することになる。先ず裁判の面では既に13世紀後半に“juge-mage (judex-major)”, “sous-bailli (sub-ballivus)”といったバイイの補佐官、下僚が現れる。事実、ルイ9世期の裁判記録には sous-bailli が2例、係争の当事者として現れる。1260-61年の判決により、マントの sub-ballivus トーマはエーグルモン (Aigremmont) 小修道院長に対する暴行の故に「その職務から遠ざけられる (amovebitur de servicio sub-ballivie)」こととなった。また、1266年にはアラスの sub-ballivus がその下僚 (servientes) とともに同地の司教座聖堂参事会教会と参事会員に対して不法行為と暴力行為をはたらいたかどで、同地のバイイを通じてその賠償を命ぜられている⁽¹⁹⁾。

彼らはやがて正規の国王直属役人となり、バイイを排除して法廷を主宰するようになる。また、財政面では13世紀末から“収納官 (receveur)”がバイイを補佐するようになり、14世紀初頭

には彼らが正規の国王役人として管区の財政管理からバイイを排除するようになる⁽²⁰⁾。また、軍事面では百年戦争の初期、14世紀中葉以降、バイイの権限が低下する。その要因は傭兵隊が封臣層の軍隊に取って代わることにある。

(2) 国王役人の職権と職能の概念

上記の事例から“*prepositura*”がプレヴオ管区の意味とプレヴオの職権・権益、双方の意味で用いられていたことが知られる。後者の用語法の方が古く、既にフィリップ2世治世の初期(1186年)に見られ、王はコンピエーニュのコミュニン(*communia*)に対して「プレヴオ職権とそれに付随するあらゆるもの(*prepositura nostra Compendii et quicquid ad eam attinet*)」を譲与している。また、同王の治世末期(1217-18年)の1証書にも「上記のプレヴオ或いは誰であれ、上記のプレヴオ職権に属するラントを徴発する人々(*dictus prepositus vel quique reditus dicte prepositure levabit*)」という表記が見られる⁽²¹⁾。

プレヴオの職権またはその収益の意味での“*prepositura*”はルイ9世期の史料にも散見されるが、特に個別所領に対応するものとして、“*prepositura sua Argentonii (Argentan)*”(1264年)、“*prepositura ville Flagiaci (Flagy)*”(1265年)のような形で現れる⁽²²⁾。前者はフランスの軍事長官(*marescallus Francie*)、アンリの祖先がフィリップ2世から授与された当該所領の、荘官としての管理権として現れる。後者は小領主(*miles*)ジロン(*de Velly*)が「祖先の代から王と共有してきた(*predecessores ipsius Gilonis, qui dominum regem associaverant*)」ものとされている。このような*prepositura*の限定的な用語法は、双方の*prepositura*がいずれも第三者への“*vendicio*(売却または請負)”の対象となっている点と関連している。

プレヴオは王権を代行するわけであるが、その権限は“*potestas*”と表記される。即ち、裁判権は「王のプレヴオたちの権力により」行使され、彼らとその下僚たち(*servientes*)は「その管轄権に属する(*in vestris potestantibus*)」教会財産を保護・監督することを義務づけられている。また、ルイ6世治世初期の1国王証書ではプレヴオの下僚たち(*ministri*)の一部をなす裁判官を“*judex publicus*”と表記している⁽²³⁾。

多くの令状において国王役人の職権が“*jus*”の名で明記されている点が目を引く。例えば彼らは、教会自体、王から教会に贈与された物件・権益を“*per jus*”、即ち「権利に基づいて」、或は「法に従って」、保護・監督するよう命ぜられているのである⁽²⁴⁾。また、彼等の「裁判管轄圏内に(*in jurisdictionibus*)」置かれたある者が教会の物権に対して不法行為を働く場合には、それらを「法により、合理的に(*jure et rationabiliter*)」保護するよう命ぜられている(1187年)⁽²⁵⁾。

ここでは「あなた方の管轄圏内に配置された修道士たちの物件(*res monachorum in vestris potestantibus constitutae*)」という表記が見られ、プレヴオ・バイイの管轄圏は彼らが“*potestas*(権力)”を行使する領域とされている。或いは「法的な管轄圏内に配置された物件に関して(*de rebus in potestantibus juris constitutis*)」と表記している令状(1210年)も見られる。また、他の令状(1220年)では、我々(王自身)が「法により(*per jus*)」教会とその権益に対して保護・監督権を持つとした上で、国王役人が「彼らのバイイ管区と管轄圏内において(*in ballivis et*

potestantibus vestris)、完全な裁判権 (justicie plenitudo) を行使する」としている。後の令状 (1258—59年) では教会の保護を「あなた方の権能により (per potestates vestras)」とした後、「あなた方の管轄圏内において法により (in potestantibus vestris per jus)」と言い換えている⁽²⁶⁾。

ここで問題となるのは、①このような権利・法 (jus) が教会の保護・監督権から発する限定された権限を指すものか否か、また、②それは王権に全面的に帰属するものか否か、という点である。①については、例えば「(すべてのバイイとそのプレヴォたちは) 教会の土地、従属民、物権すべてを法に基づいて (per jus) あらゆる侵害から、我々の固有の所有物と同様に (tamquam nostras proprias) 保護する」という記述⁽²⁷⁾に見られるように、王に帰属するすべてのものが、権利・法 (jus) の行使の対象となっているのである。

また、②はその行使に当たってバイイやプレヴォの独自性、自律性がどの程度保証されていたか、という問題である。上記の諸例のように“あなた方の権限 (potestates, potestantes)”という表記が散見されるところから、彼らの独自性が少なからず保証されていたことが知られる。他方で、例えば、「教会へのラントの支払いの遅延に対して、プレヴォは我々 (王) に5ソリドゥスを罰金として支払う (nobis reddet quinque solidos pro emenda)」⁽²⁸⁾とあるように、王の命令の遵守が強要されたことは言うまでもない。

王の権限を円滑に執行する観点から、国王役人に対する暴力行為は公務執行妨害として厳罰の対象となった。1267年の国王判決⁽²⁹⁾では「王のフラジー (Flagy) のプレヴォに暴力行為 (injuria et violentia) をはたらいた」サン＝ジェルマン・デ・プレの修道士たちに対し、同院長は王とプレヴォ双方に賠償させること、二人の衛兵 (armigeri) については賠償がなされるまで王の牢に留め置くことが決められている。

他の1件はサンコワン (Sancoins) の住民が当地の王のプレヴォに暴力を働いたとする事件である。この件に関しては2通の判決録 (1268—69年、1270年) が残されている⁽³⁰⁾。両者を総合するとサンセール伯の領有する養魚池で漁撈を行った二人を王のプレヴォが捕らえ、その上司であるブルジュのバイイの指示で同伯の役人 (gentes) に引き渡そうとした時、上記の住民たちが大挙して押し寄せ、両者に暴行 (injuria et violencia) を加え、その内の数名が捕らえられ、トゥール貨100リブラという高額な罰金を科されることになったのである。その内の20リブラは同プレヴォが、40リブラは王が、残りの40リブラはシャリテ小修道院長が取得することとなった。

(3) 公道管理権、軍事権

裁判権と並んで公的支配権として、公道の管轄・統制権 (voirie) と軍事権を挙げることができる。これらが他の物件・権益とは異質なものとして理解されていたことはルイ6世期の1証書 (1122年)⁽³¹⁾から窺うことができる。そこでは王から教会への贈与対象から特に公道管理権 (viatura)、軍役徴発権 (equitas, expeditio) が除外されている。加えて王の公道管理権に対する違反行為の裁判・処罰の方法について論及されている。ここでは当該教会のある従属民の場合が例示されているが、基本的に王のプレヴォが彼を召喚し、彼の手で処罰を行うことが記されてい

る。しかし、召喚されたものの、彼がプレヴォの裁判を求めない場合には、教会側が彼をプレヴォの裁判に導くが、罪状の相当額以上のものを絶対に捕捉しないことが明記されている。

降って12世紀最末期のフィリップ2世の2通のバイイ・プレヴォ宛令状⁽³²⁾には教会への恵与の一環として、聖職者とその物資の通行の自由の保証 (*sauf-conduit, liber conductus, salvus conductus*) が記されている。その対象区域については「我々の領域全体において (*in tota terra nostra*)」、「我々の領域を通じて (*per terram nostram*)」と記されているが、ここでの“terra”は狭義の王領地の範囲を越えている可能性がある。これらは教会への一連の贈与を機に、王権側が公道管理権の保持を喚起せしめたものであり、その行使をプレヴォが担っていたことを示すものである。

公道の管理・統制権 (*veiaria, voirie*) とそれに関する裁判、科料収益の帰属に関してはフィリップ2世の1証書 (1210年)⁽³³⁾が興味深い。そこではシャートル (*Châtres*) での公道管理に対する違反行為からの科料収益 (*ex omnibus forisfactis veiariae*) を王権側と在地の領主ピエール (*de Châtres*) との間で折半することが取り決められている。①現地の国王役人 (*prepositus, veiarus*) は交代する度にピエールとの間で誠実誓約を結ぶこと、②前者はその面前で開始される裁判 (*placita*) に後者を召喚すること、③いずれか一方が拒否した場合、直ちにバイイが双方を召喚し、旧来の荘園の「慣行と慣習に基づいて (*ad usus ville et consuetudines*)」、「当該管内で (*intra ipsam veariam*)」処罰を行うこと、が命ぜられている。「ピエールは *prepositus, veiarus*, 彼らの *serviens* 抜きで裁判を行うことはできない」とされ、科料収益の帰属とは別に、公道に関する裁判は国王役人が主導したのである。

また、諸般の事情によりモンレリーのプレヴォ、公道官 (*veiarus*)、彼らの下僚たち (*servientes*) が主導する裁判が開催できない場合には、要請を受けて直ちにエタンプのバイイが「それまで遵守されてきた当該地の慣行と慣習に従って (*ad usus ville et consuetudines hactenus observatas*)」判決を下すよう命ぜられている⁽³⁴⁾。

ルイ9世時代には公道の管理、裁判をめぐる王権と領主層の関係に関する争論の裁定結果を裁判記録から知ることができる。1件は公道で起きた殺人事件の扱いに関してエトレピニー (*Etrépigny*) の聖ヨハネ騎士修道会が王のプレヴォを相手取って起こした争訟 (1260年)⁽³⁵⁾であるが、前者はノワヨンからペロンヌに至る「公道に関して全面的に裁判権と支配権を有する (*in quo chemino dicunt ipsi se habere omnem justiciam et dominium*)」と述べている。裁決を委ねられたアミアンのバイイは当地のプレヴォが残した訴訟記録を根拠に、彼らに対し当地の高級裁判権を否定している。

他の1件は橋の修築に関する争論である (1260-61年)⁽³⁶⁾。ここではヴェルヌーユのバイイが領主ギョーム (*de Villeret*) に橋の修築を命じたのに対し、後者は平騎士 (*armiger*) のジャン (*de Villeret*) も応分の負担をすべきであるとして王の法廷に訴えた。同ジャンは当地の通行税 (*pedagium*) は全面的に同ギョームが取得しており、「当地の慣習に従えば (*secundum consuetudinem*)」、後者が橋の修築を行うべきであるとして、負担を拒否し、それが認められた

のである。ここで注目すべきは、ジャンが当地の住民から徴収している貢租 (*exitus, escambium*) は橋に関するものではなく、しかも、かつて修築費を負担したのは「バイイの強制によるものであって、法に基づくものではない (*per compulsionem ballivi et non de jure*)」と主張している点である。以上2例から、公道の管理、裁判権に関して王権が大いに関心を持ち、その維持のためにバイイがプレヴォとともにきめ細かく差配していたことが知られる。

ところで、軍役の徴発に関してはルイ6世時代の2通の国王証書が残されている。いずれも教会への贈与証書であるが、贈与に際して、領内の従属民による王への軍役負担が留保されている。その内の1通(1128年)⁽³⁷⁾では国王軍の騎行 (*equitatus*) と軍事遠征 (*expeditiones*) への負担が対象となっている。但し、「対象地域に居住する従属民は、王或いは王の家令 (*dapifer*) の命令なくしては、プレヴォ或いは他の如何なる国王役人 (*ministri*) によっても召集されない」とされている。

また、他の1通(1124年)⁽³⁸⁾では、王とその封臣と思われる小領主が相和して教会に贈与を行なった際に、留保した各種の慣習的諸貢租の中に軍事的負担を含めている。城砦内に居住する教会従属民たちは①遠征 (*expeditio*) と騎行 (*equitatus*) において国王軍に同行すること、②当該小領主が城塞防衛のために戦闘を行い、敵軍に被害を与えようとする場合には行動を共にすること、が記されている。王と小領主双方のプレヴォは城砦内に居住する教会の役人層 (*ministeriales*) から5ソリドゥスを越えない範囲で保証金 (*credito*) を受け取ることが規定されている。これは彼らのプレヴォに対する忠誠と従属を確認し、延いては王権の地域への浸透を保証するものとなった。

上掲の証書からルイ6世期には軍事、戦闘行為は中央の国王大官である家令 (*dapifer, senescallus*) の指揮の下で、地方官たるプレヴォが、任地の小領主層 (封臣) 或いは教会の在地位役人層の協力を得て、現地で差配していたことが知られる。しかし、これとは対照的に13世紀中葉には軍事指揮権は地方の高官たるバイイ・セネシャルが掌握していたことがルイ9世の1令状(1254年)⁽³⁹⁾から知られる。ここでは王からペリグーのセネシャルに宛てて、イギリス軍によるベルジュラック城の攻囲解除の交渉手続が指示されている。彼は①同城が英仏いずれの側から授封されたものが確定するまで敵軍に包囲を解くよう要求すること、②国王軍の騎士たちに対して城内の人々に危害を加えないよう厳命すること、③「その権限の下に配置されたすべての人々に対して (*omnibus sub potestate vestra constitutis*)」軍隊から糧食を抜き取ることを厳禁すること、を王から命じられている。

(4) 王の教会保護権との関係

教会領に対する世俗権力の介入・干渉一般を排除するのがイミュニテ権であるが、それを保証する強力な世俗権力、とりわけ王権・皇帝権が欠如している段階では教会は近郷の比較的有力な貴族・領主層の後ろ盾を求めざるを得なかった。これが“アドヴォカトゥス権 (*advocatio*)”であるが、この“教会守護 (保護) 権”は容易に教会支配権に転化する傾向にあった。それを排除し、より高度な自立性を得るためには、教会は最も強力な世俗権力たる王権による保護を求める

ことになる。

全般に王権の拡大・強化に対応して教会保護権が王のもとに集中化する傾向は否定できない。例えば1訴訟記録(1269年)⁽⁴⁰⁾によれば、ヴェルマンドワのバイイがブロワ伯に対してアンシャン(Anchin)修道院の“保護権(garda domus)”を阻止したことをめぐって争訟が起きているが、調査官たちの面前で、同伯の代理人(procurator comitis)は王権側が34年以上にわたり同保護権を占有してきた(in saisina)ことを認めている。

王から教会への物権贈与に際して、前者における一定度の権利留保と教会領の管理・経営における両者の協働関係が設定されている事例は少なくない。これは世俗領主・貴族一般との間にも見られるところであり、“聖俗複合支配権”、“共同領主制(pariage)”と呼び得るものである。この場合には双方の地方役人の協働関係が規定されている。例えば、ルイ6世の1証書(1124年)⁽⁴¹⁾では贈与対象地の1従属民が不法行為をなした場合、①被害者は教会側の荘官(major)に訴えを起こし、制裁金を受け取ること、②彼が荘官を通して制裁金を取得できない場合には王のプレヴォたちのもとに裁判に訴えること、③教会の従属民が荘官の手による制裁を求めている限り、王のプレヴォによって決して判決が下されることはないこと、が明記されている。

また、同王の他の1証書(1136年)では、①贈与対象地に関して、贈与者(国王)のプレヴォは受贈者(パリ司教)に対して、逆に後者のプレヴォは王に対して誠実宣誓を行うこと、②一方のプレヴォは他方のプレヴォを伴わずして、当地では何物も徴発しないことが決められている。更に降ってフィリップ2世治世初期の1証書(1186-87年)では、当該荘園においては相互の信頼関係に基づき王のプレヴォと修道士たちのプレヴォ双方が共同で裁判を召集し、一方は他方の同意なくしては一切何物も徴収できないと規定されている⁽⁴²⁾。

王権は自らの個別的な諸物権・権益の贈与を契機に対象の教会とその所領全体に対して保護権を拡大する志向を持ち、「当該修道院のすべての土地は爾後(他領主の)裁判権の圧迫から自由であり、解放される(ab iuditiariae potestatis impulsione eadem terra libera et immunis sit)」⁽⁴³⁾のである。これが個々の贈与において“教会領の保護”とそこにおける国王役人の役割に特に言及する理由である。

例えばルイ7世の1証書(1173-74年)⁽⁴⁴⁾には次のように記されている。「貧しき者たち(聖職者)の生活資を減ずることなく、増加せしめることは善きことであるが故に、我々は現在および未来のコルベイユのプレヴォを、要請があれば直ちに裁判を行うよう、召喚するものである。万一それが長引くようであれば、満足がいくものとなるよう、王の権威に委ねられるであろう」と。また、「有ろうことか、」教会を守るべき国王役人自身が王の命令に反して教会に危害を加えた場合には、その度ごとに彼が「王に制裁金として100ソリドゥスを支払う」ことが規定されている⁽⁴⁵⁾。

また、1217-18年、ある伯が王への奉仕の代償として得ていた水車からのラント100ソリドゥスを教会に贈与したが、そのラントを徴収し、遅滞なく教会に納入する役割を当該荘園のプレヴォが怠った場合には、当地のバイイまたはセネシャルはその権威により彼に迅速な執行を強要

するよう義務づけられている⁽⁴⁶⁾。

保護と支配は表裏の関係にあり、王権にとっても教会と教会領の安寧は王国の安定的な統治の上で不可欠の要因であり、その重要な支柱は裁判権であった。フィリップ2世治世最末期の1令状 (mandement, 1223年)⁽⁴⁷⁾では、バイイとそのプレヴォたちに対して、①聖堂参事会員たちがその裁判権 (jus suum) を委ねる度ごとに、法に基づいて (de jure) それを促進すること、②いかなる形であれ、何であれ、決して彼らの権利に属する (de eorum jure) ものを消滅させようと図らないこと、逆に③彼らがバイイ管区に有するあらゆる土地、従属民、物権を法に基づき (per jus) 侵害から守ること、④彼らの従属民、物権に関して裁判を行う (justitiam exhibere) よう訴えがなされた場合には、彼らとその従属民たちを、あらゆる交渉のために自己の下に、遅延なく、法に基づき (per jus) 召喚すること、が命ぜられている。

しかし、王権による教会保護権も一定の度合を超えると、教会の権益を侵害するものとして意識されるようになる。特にルイ9世期には特に裁判権の面での王権の拡大志向のもとで、両者の間に争論がしばしば起こっていたことが裁判記録から確認される。特に強盗を始めとする重罪の裁判権の帰属が中小の修道院との間で問題となっている⁽⁴⁸⁾。

裁判関係では13世紀中葉に新たな“教会法的査察制度 (enquête canonique)”が導入され、バイイはプレヴォとともにその収集にあたり、それをバイイ法廷において活用した。1258年には教会裁判権に関する協定がノルマンディーの司教たちとの間で成立すると、バイイは高利貸の遺産を没収し、それを司教に引き渡す役割を担った⁽⁴⁹⁾。

(5) 王・貴族間の封関係への関与

国王役人層は王と世俗貴族との封をめぐる諸関係にも関与せざるを得なかった。1192年にフランドル伯は王からの封と思われる10リブラを教会に寄進している。これはエスダンのプレヴォ管区から毎年徴収されるラントであり、爾後誰であれバイイとなった者がそれを当該教会に支払うことになった。同年、同伯は別途60ソリドゥスを教会に寄進しているが、それもバポームの王のバイイが毎年期日に払い込むことになっている⁽⁵⁰⁾。また、1205年に、フィリップ2世が「封が負うべき奉仕により (per servicia que feoda debent)」、王の封臣 (miles) たるゲラン (de Clapion) に授封しているが、その対象物件は王の意に反して行動したサント・スコラース (Sainte-Scolasse) のバイイ管区のすべての人々の“封と所領 (feoda et dominica)”であった⁽⁵¹⁾。

降っていずれも1257年の事例であるが、①王の封臣 (miles domini regis Francorum) であるジャン・ポワールヴィランが十字軍に参戦するに当たり、王から寄託されたボーケールのセネシャル管区所在の請負権 (vadia) の代償として、当該セネシャルから60リブラ10ソリドゥスを受け取っている。②シビル (de Alès) による父方からの継承物権の王への返還はボーケール・カルカソンヌのバイイ管区において、同地のセネシャルが王に代わって受け取る形でなされている。その代償としてシビルまたはその相続人に対して250リーブルが支払われることになったが、それは当該セネシャルまたはその継承者が行うことになっている。また、翌年残額の完済期日の繰り上げが求められているが、その相手も当該セネシャルである⁽⁵²⁾。③王は封臣 (miles) トーマ (de

Montéliart) とその相続人に対して、その奉仕の代償として、“封と優先的オマージュ (feodum et homagium ligium)” に関して30リーブルのラント (定期金, redditus) を授与している。このラントは毎年王のイエブル・ル・シャテル (Yèvre-le-Châtel) のプレヴォ管区で受取るものとされている⁽⁵³⁾。

また、1259-60年のパルルマンの裁定⁽⁵⁴⁾では「異端の故に王の手中に帰した (racione heresis, veniunt ad manum Regis)」カルカソンヌ管区内の土地物件は、同セネシャルを介して、その封主たちに売却することが望ましいとされている。ここでは異端カタリ派に陥った南仏各地の領主層から没収した所領の帰属の問題が背景にあると考えられるが、没収対象となった個別の物件の封としての授受関係を王権側が詳細に把握しており、その面で地域の国王役人 (セネシャル・バイイ) が中心的な役割を担っていたのである。

また、ルイ9世治世の最末期 (1269-70年) のクータンスのバイイ宛ての1令状⁽⁵⁵⁾ではクリア・レギスの決定に基づき、同バイイは着任と同時に当地の司教座教会に対してオマージュを呈するよう命じられている。それはモルタン (Mortain) の伯領 (comitatus) と関係しており、その伯領が王の手を離れた場合にはそれを保有する者が、それに関して同教会にオマージュを呈するものとされている。これは王の他者への臣従の全面的な拒否の原理、その代替の便法としての国王役人によるオマージュの代行⁽⁵⁶⁾の典型例である。

ところで、バイイの活動対象は狭義の王領地の管理・統治に限られるものではなく、有力世俗諸侯 (バロン) 層の策謀をチェックするのもバイイの役割であった。バイイたちは境界地帯の彼ら大封臣の諸権利を蚕食し、その諸問題に関与する機会を窺っていた。また、大封臣にとって配下の中小領主層が王の直臣となることは脅威であった。その手段として用いられたのが“封建的保証 (caution féodale)” の制度⁽⁵⁷⁾である。また、彼らは大封臣層の封地相続 (relief) にも関与した。王の直轄地に囲まれた地域に王の優先的封臣が有する封＝伯領にはプレヴォやバイイはより積極的に干渉した。

このような王による封の相続をめぐる、諸侯領への干渉と介入の先駆的な事例として13世紀前半のシャンパーニュ伯領の場合が興味深い。同伯アンリ2世の聖地での死 (1197年) に伴い、王フィリップ2世の関与により、伯弟のチボー3世が伯領を継承することとなった。しかし、1201年に同チボーが没すると、その姪に当たるアンリ2世の娘たちが伯領の相続権を要求するに至った。王フィリップ2世は同チボーの寡婦ブランシュから多額の金を受け取り、その息チボー4世 (1201年生) が丁年に達するまでその権利を留保するのである。

1222年に丁年に達した彼は、同王の支持を得て首尾よく伯領を継承することができたのである⁽⁵⁸⁾。つまり、1201年から1222年まではシャンパーニュ伯の所領と諸権利は王の後見の下で、ブランシュが行使していたと見ることができる。このような状況を前提に以下の2通の文書を分析する必要がある。

フィリップ2世の1令状 (1222年)⁽⁵⁹⁾はシャンパーニュ伯のすべての地方役人 (omnes ballivi, prepositi, servientes comitis Campanie) に宛てたものであるが、王は彼らに対しモー司教アモリー

の遺言状に記載されたすべての“物件或いは動産 (res aut mobilia)”に手をつけることなきよう厳命している。世俗諸侯の役人に直接向けられたこのような王の命令は異例であるが、その背景には、王権側のシャンパーニュ伯領に対するレーン制的介入と、対象物権をレガリア (レーン) の一部とする認識があったと思われる。

地方役人に対する王権と世俗諸侯の関係としては、シャブリのプレヴォ管区・権の帰属問題 (1211年)⁽⁶⁰⁾も興味深い。当地の王のプレヴォ、ギョームが同じく王のセルジャンであるギョーム (de la Chapelle) にそれを移譲したことを公示した証書である。しかし、この移譲が伯夫人ブランシュの同意を得てなされたものであることが特記されている点が目を引く。また、この移譲にも拘らず、従前どおり当該プレヴォ管区に彼女と王が有するそれぞれの権利は堅持することが記されている。なお、同ギョーム (de la Chapelle) の領有期間は「次の五旬節から7年間」と明確に規定されている。それ以降は「我々も、同ギョームも、また他の我々の側の誰であれ、伯夫人の同意なくしてはそのプレヴォ権を持つことはできない」と特記されているが、逆にそこに国王役人を尖兵とした王権による諸侯領への勢力拡大の執拗な姿勢を窺うことができる。

バイイたちの職務遂行にとって王領地内の小領主との関係が徐々に重要となった。彼らは王に代わってオマージュと封地相続税を受領し、封臣からなる割当兵員を引導した。ルイ9世の治世末期ではまだその規模は小さく、その活動範囲が有力諸侯の大封土に及ぶことはなく、王領地の範囲に限定された。また、クリア・レギスは既定の中小貴族のオマージュの更新には余り関心がなく、その登録、封地相続税の徴収は専らバイイに委ねた⁽⁶¹⁾。

(6) 王権の聖俗貴族領への介入と裁判権

バイイの職能としては、軍事的な統括、財務管理、プレヴォなど各種役人の監視・監督とともに、特に地域の裁判活動が重要であった。地方での裁判はプレヴォに代わってバイイ・セネシャルたちが中心的に担うこととなった。バイイ法廷は当初巡回制であったが、やがて常設化した。すでにフィリップ2世の上掲の「遺言」(1190年)には各バイイ管区において裁判は「毎月1日開廷されるもの (singulis mensibus ponet unum diem qui dicitur assisia)」⁽⁶²⁾と規定されている。バイイたちはその結果を報告するため、年3回王宮に参内することが義務づけられた。上訴訴件も彼らを介して狭義のクリア・レギスにもたらされ、それを裁くために年3回の会期が設けられた。通常各会期には2-3人のバイイが召喚された。こうして王権は王領地内の諸問題を掌握し、クリア・レギスの職務を拡大し、王の裁判権を各地に浸透させることが可能となった。

地方役人を介しての王権の拡大は個々の聖・俗領主とその所領への権力の浸透、特にその裁判権への干渉により遂行されたのは事実である。この傾向はルイ9世時代には顕著となっている。教会領主との関係では、例えば1騎士 (miles) シモン (de Villiers) の裁判権をめぐるフェキャン修道院との争論 (1259-60年)⁽⁶³⁾が興味深い。同修道院がその所領 (villa) の司祭によって、領内の貸与地 (hostisia sua et censiva) に居住する同騎士の身柄に加えられた危害に関する裁判権を要求したのに対して、サンリスの王のプレヴォは、「当該プレヴォ管区内においてはすべての貴族を、その身柄に関する事件、動産、家畜および貢租収益に関して王が裁くべきである (Rex

debet iusticiare in eadem prepositura omnes nobiles de facto corporis sui, de mobilibus et catallis et conventionibus)」と述べている。ここでは修道院側が勝訴しているが、プレヴォ管区の設定とプレヴォによる裁判権行使が地域の貴族層全体に対する王権の介入と干渉の基本的な前提となったのである。

その意味では他の1世俗領主(miles)ピエール・モーヴォワザンと王権側との裁判権の帰属をめぐる争論(1264-65年)⁽⁶⁴⁾も示唆的である。彼はマントのバイイとプレヴォを相手取って窃盗、流血事犯の裁判権を先祖伝来享有してきたことを主張し、最終的に認められるに至るが、これに対して同バイイとプレヴォは具体的に対象区域を明示して当該裁判権が王権に帰属することを主張した。ここで注目すべきは対象区域内に存在する「同ピエールのジュイ(Jouy)の荘園のみならず、彼の他の授封地、再授封地における(in dicta villa de Joiaco et in aliis feodis et retrofeodis dicti Petri)」裁判権も王権に帰属している点である。

同様の意味で科料収益の取り分をめぐる王権側と1世俗領主アモリー(de Craon)の争論(1266年)⁽⁶⁵⁾も示唆的である。後者は父親の死の時点で有していた筈の「トゥールの諸プレヴォ管区内(in preposituris Turonis)」の「慣習的貢租支払い居住民(homines constumarii et mansionarii)」から徴収される科料額で60ソリドゥスを超える部分の三分の一(tercia pars emendarum)と、「諸プレヴォ管区の外側(extra preposituras)で」同様の居住民から徴収される科料についてはその額に拘らず、三分の一を取得する権利の回復をトゥールのバイイを通して求めている。結局、「王の所有権は十全に確保した上で(salvo domino Rege jure proprietatis)」、彼の要求は認められたが、ここで重要な点はプレヴォ管区の設定を根拠にして、王権側が世俗領主の所領内での裁判権行使と科料収益を確保するのみならず、その権利をプレヴォ管区外の当該領主家系一王との人的関係は不明だが、在地の有力領主であると思われる一の所領にまで拡大している点である。しかもこの権利は当該領主アモリーが未丁年の間は王のバイイによって剥奪されていたのである。

以上のようにルイ9世期には王権による裁判権の拡大が、地域の聖俗領主の裁判権に介入する形で、彼らとの間にしばしば紛議を巻き起こしつつも、活発に推進されていた。その点は同王がブルジュ近郊におけるその裁判権とその実行主体の明確化を同地のバイイに命じていること(1266年)⁽⁶⁶⁾ことから裏づけられる。そこでは「(国王役人以外の)他のあるものが当該裁判における権利を要求した場合には、(同バイイは)不満な者には権利を認め、同時に王の権利を保持するよう(si aliquis alius reclamet jus in ipsa iusticia, faciat jus conquerenti, et jus Regis conservet)」指示しているのである。

Ⅱ. 都市・都市民に対する支配権

(1) ルイ6世・ルイ7世期の動向

すでに中世中期には多くの都市が王の直接的な統制下にあった。都市統制権の浸透、都市の発展に伴う富の全般的増加は農村部を拠点とする中小領主層との対抗関係において、王の優位性を支えた。その一端は12世紀中葉以降、王の取り巻きの中に均質な集団として現れる人々(chambel-

lans, chevaliers, clerics) の出身家系が少なからず、都市の経済発展に依拠していたことから裏づけられる。彼等は特権的な助言集団として狭いサークルの中への有力者層の参入を食い止める防壁の役割を果たした⁽⁶⁷⁾。

彼らの実態は史料からは捉え難いが、その起源は農村部を拠点に都市を支配する領主・貴族層の使用人や武装騎士であったと見なされている。例えばルイ 7 世の発したロリスの慣習勅令 (1155-56年) の23条に現れる、森林で発見された住民の家畜をロリスのプレヴォのもとに引導する役割を担う “miles aliquis seu serviens (ある騎士或いは下僚)” はそのような存在と考えられる。また、フィリップ 2 世がノルマンディーのバイイたちに宛てた令状 (1194年頃) に現れる “milites (騎士たち)” も類似の存在と考えられる。彼らは、ルーアン大司教により教会に対する不法行為を取り締まるためにバイイに対して指名され、バイイの指示を受けて活動する主体として現れる⁽⁶⁸⁾。

こうした出自の人々が “王の騎士”、“王の聖職者” として国王大官職を基本的に掌握するようになるのはフィリップ 2 世治世、1200年頃以降であるが、その典型的な先駆として、ルイ 7 世期に王の酒蔵係 (bouteiller, buticularius) を世襲的に継承するに至る都市サンリスを拠点としたギィの家系を挙げることができる。同王は1155-56年に “封および封の追加分として (de eo feodo et in augmentum)” 30リーブルをギィとその相続人たちに未来永劫所持すべきものとして、賦与している⁽⁶⁹⁾。この金額はポワシーのプレヴォ権とその他の諸貢租収益によるもので、ギィの希望によりサンリス或いはモンメリアン (Montméliant) いずれか都合の良い場所で支払われるものとされている。ここにはギィの非領主的性格、その基盤の都市的性格が明瞭に現れている。

王権と都市との緊密な関係を知る上では、先ず1100年頃から1250年頃にかけて北部フランス諸都市で高揚する “コミュン運動” に着目する必要がある。これは単に都市市民の自治権の獲得、平和と秩序の実現を目指した運動としてのみならず、彼らと聖俗の都市領主との対立・抗争に乗じた王権の拡大の一環として捉える必要がある。しかし、王権のこの運動への関与の仕方は、現実にはその時々の政治状況、力関係、王権側の意図に左右されて、一貫性を欠くものであった⁽⁷⁰⁾。

また、王領地の防衛など政治的な観点から、王権がプレヴォの権限の本質的な部分は保持しつつ、都市市民の水平的結合に依拠した安定的な統治のためにコミュンを認可している事例も見られる。その一端はその治安維持における両者の協働関係に現れている。例えば、ルイ 6 世の治世初期 (1110年頃) のマントのコミュンに関する 1 証書⁽⁷¹⁾には犯罪人の捕縛、処罰における王のプレヴォと “コミュンの同輩たち (pares communitatis)” の協力関係が明確に規定されている。しかし、幾つかの主要都市、オルレアン (1137, 1180年)、ポワティエ (1138年)、サンス (1146年) については、この運動を徹底的に弾圧し、強圧的に支配下に組み込む政策が取られている点⁽⁷²⁾も見逃してはならない。パリに関してもコミュン特権の賦与の動きは全く見られない。

ルイ 7 世は、ルイ 6 世の都市政策を継承して、定期市の保護、経済特権の賦与などを通じて都市の経済活動を促進し、都市を集権的体制の一環とする政策を展開している。ルイ 7 世の国王証

書には都市の定期市、不定期市の増設、再編成への配慮が窺える⁽⁷³⁾。また、同王は都市からの各種の貢租収益（人頭税、販売税）を留保しつつ、プレヴォ権（*prepositura*）を委譲しているが、それは多くの場合、高額のレストラン（定期金）の徴収と引き換えになされている。例えばルイ7世治世の最末期（1179－80年）の1証書⁽⁷⁴⁾によれば、コンピエーニュのコミュニーの場合には、その額は実に年240リブラ9ソリドゥスに達している。

都市での経済活動に対する王権の関与・統制も国王役人を通じて多方面に及んでいた。ルイ6世は教会への贈与の一環として定期市の差配を教会側が選んだ役人（*ministres*）に認めているが、その際、王のプレヴォとその下僚たち（*servientes*）が教会に赴き、教会側の役人たちが同王に対する誠実宣誓を行うことが義務づけられている。また、ルイ7世は都市でのパンの製造の特権を製パン技術を持つ正当な職人にのみ限定し、その見返りに1モディウスのブドウ酒の支払いを義務づけている。その適否を判定するのは王の下級役人（*serviens*）であり、この職務（*magistrum*）は王が適格と判断した者に委ねられた⁽⁷⁵⁾。

12世紀の後半における王権と都市の関係変化の特徴として国王役人の位置の明確化を挙げることができる。例えばロリスの慣習勅令（1155－56年）の35条では王のプレヴォ或いはその下僚たち（*servientes*）は新たに着任する度に諸条項（慣習）を安定的に維持することを誓うよう義務づけられている。また、モンディディエのコミュニーに対する特権証書（1195年）の30条では当該コミュニーの構成員は、当地のプレヴォにも7人のその下僚たち（*servientes*）にもならないことが明記されている⁽⁷⁶⁾。

同時にそれまで国王役人たちが慣習的に享有してきた経済的な特権が廃止されている点も目を引く。その一端はエタンプに関してルイ7世が発した2通の勅令から知ることができる。その内の1通（1155－56年）⁽⁷⁷⁾では当地の国王役人たち－プレヴォとその下僚（*vicarius*とその他の *servientes*）－が有していた商品の購入特権（三分の一の割引）の廃止が命ぜられている。「（彼らは）商取引において他の都市民たちが有する以上に如何なる特権も権力も持たない（*nullam excellentiam, nullam omnium potestatem, plusquam alii burgenses, in mercato habeant*）」と記されている。他の1通（1179－80年）⁽⁷⁸⁾ではプレヴォが商人たちから受け取ってきた各種の謝礼（*bonitas*）に制限が加えられている。常設市（*forum*）で習慣的に販売を行う商人は別として、戸口販売を行う零細商人はそれを免除され、また、プレヴォ以外の王の下級役人たち（*servientes*）は常設市の内外を問わず、それを受け取ることを全面的に禁じられている。

（2）フィリップ2世・ルイ8世・ルイ9世期の動向

フィリップ2世治世におけるコミュニーの容認は旧王領地だけでも約50例が知られる。王国東北部（トゥルネー、アルトワ、ピカルディー）の併合に伴い、その数は大幅に増加する。コミュニー都市の自律性を象徴するものは裁判権の賦与であるが、それは限定的であった。例えば1207年にコミュニー特権を得たペロンヌでは都市参審員（*scabini, iudices*）の法廷に認められたのは軽罪のみであり、重罪の裁判権はバイイ法廷が留保した⁽⁷⁹⁾。また、コンピエーニュ（1186年）、マント（1201年）の場合のように、コミュニーに王のプレヴォの権限を委譲している事例

も少なくない。

コミューンを認められた都市は王領地の辺境地帯に多いが、それは封建的領主層との対抗関係の下で、財政的基盤の確保に加えて、そこを防衛拠点化し、防衛部隊を配置する為であった。その意味では1193年に同王が発した都市トゥルネーに関する1令状が興味深い。先ず目を引くのは、王自身のプレヴォたちとともに同市の宣誓者団(jurati,jurés)、参審員たち(scabini)、すべての市民(universes cives)が名宛人として列挙されている点である。そこでは、王は自己の権利と忠誠、彼らの正当な慣習は留保した上で、何よりも先ずトゥルネー司教に対する保全と忠誠を誓うよう命じている。また、同王が治世末期、1222年に発した別の令状は王のプレヴォとともにトゥルネーの宣誓者団と参審員たちが名宛人となっているが、そこでは都市民の1人に対する不法行為と全く同等に、トゥルネーの聖堂参事会に対する不法行為を彼らが裁くよう命じている⁽⁸⁰⁾。

フィリップ2世はレーン制的関係を諸都市との間に設定して支配を強化し、諸侯層との対抗上の拠点化を図っている。フランドルでは1214年のパリ条約、1226年のムラン条約により独立性が剥奪され、貴族たちとともにコミューン都市は王に直接的に誠実宣誓をなすことが義務づけられている⁽⁸¹⁾。誠実宣誓は優先的オマージュの定式に従っており、同王の治世末までにはコミューン諸都市は完全にレーン制的な階層秩序の中に組み込まれた。都市に対しては、誠実宣誓に基づき、軍役を始めとする各種のレーン制的奉仕が求められた。

また、中央統治(裁判、財政)においても、有力者、国王大官層に代わって、上層都市民(ブルジョワ)層が重要な役割を果たした。王により配属された彼等6名の収入明細書に基づき“会計簿(compte,compoti)”が作成された。1202-1203年のものが現存する最古のものである⁽⁸²⁾。都市民層が王国財政に深く関与する背景には、彼らの商業活動の活発化がある。それは現金支払いを可能にし、多様な所領収益を定額化し、請負制の導入を容易にした。既に1190年代にはコンピエーニュ、サンス、ポントワーズでは都市自体とプレヴォの収益は請負制の下に置かれており、この傾向は次の時代に一層広まることになる。

その他、ポーモンの特許状(1223年)には度量衡(柁)に関する規定が見られる⁽⁸³⁾。偽の柁の使用のかどで拘束され、その柁が王のバイイから交付された物であることが証明できない場合には7.5ソリドゥスの科料を課されている。また、都市民が王の公道管区またはバイイ管区内に有する土地に標尺を設ける場合には当地のバイイ、プレヴォに要求し、後者が現地に予め当事者を召喚し、8日以内にそれを執行することが規定されている。

フィリップ2世期同様、ルイ8世期は王権と都市の協調時代といえることができる。王権はブルジョワ層を保護することにより、助言者、兵員としての奉仕を手に入れ、彼等の活動により公的な富を増大させることができた⁽⁸⁴⁾。西部フランス各地では特許状を賦与し、旧来の慣習と自由を確認した。また、新たに併合した地域では各都市がかつて得たコミューン証書を確認し、彼等から誠実宣誓を受けた。ポンティユ、フランドルがその典型であるが、これは王が当該地域の支配権、至上権を確立するための常套手段であった。

王領地への併合と都市の統治の関係はその経緯に規定されていた。例えば従順に王の支配を受

け入れたカルカソンヌ、ニームでは旧来の下級役職 (baylies, vigueries) は保持され、補任者も継承された。抵抗が強く帰順が遅れたボーケールではコンシュラ制 (consulat) は廃止され、“統領 (consuls)” に代わり、“ギルド総代 (syndics)” が配置された。同市は王権の強い監視を受ける優良都市 (bonne ville) に移行した。南部ラングドックの諸都市ではセネシャルとの対立関係は見られない⁽⁸⁵⁾。

次のルイ 9 世治世における自由都市 (villes libres, franchises) の衰退は王権がその独立性や権利に直接的に制限を加えたことによるものではない。統治、裁判、財政面での制度的確立に間接的に起因するものである。コミューン (commune) の新設は同王の治世初期を最後に以降見られなくなる。また、1250年頃以降、コミューンの概念の変化が見られる。それは統治、裁判の面での制度的発展によるもので、コミューンには法人格が与えられることになる⁽⁸⁶⁾。王権はコミューンの権利を確認しつつも、それを厳密な法的枠組みの中に組み込むのである。やがてコミューンは裁判権と財政的な自律性を失い、反対に王のバイイ、プレヴォの強い統制下にあった自由都市は以前よりも統治上の自律性を取得するにいたる。

王の地域統治の拠点都市には国王役人としてのプレヴォが配置されたが、当該都市の有力市民 (burgensis) が金銭でプレヴォ職を取得する場合もあった。ペロンヌではその事例が見られるが、彼は都市の負債の関係者の一人 (particeps) として、同市の首長と有力市民層 (major et burgenses) の求めに応じてタイユ税を支払っているのが知られる (1263年)⁽⁸⁷⁾。彼は王権による都市統制において接点として重要な役割を果たした。

その意味では、サンリスのプレヴォ職にあった上層都市民 (burgensis) がバイイの命を受けて小領主 (miles) ジャン (de Villiers) から徴収した金銭に関して、後日彼が同プレヴォの相続人を相手どって起こした争訟が興味深い (1263年)⁽⁸⁸⁾。同ジャンは後者に対して、取り上げられた2200リブラ相当額の返還ないし負債との清算を求めている。これに対して後者は、①これは父親が王の命に従って行ったことであること、②このような要求は「父親のプレヴォ在任中に (quamdiu [pater suus] fuit in prepositura predicta)」、或いは、その存命中に行うべきであったことを理由に、この要求を拒絶し、それを支持する形で王の裁決が下されている。このように、上層都市民のプレヴォ補任は、都市支配をめぐる王権に対する批判の矛先をかわす上で有効に作用した。

ルイ 9 世の治世末期には王権は、新たな“優良都市 (bonne ville)” の概念を形成して、都市全体の法身分の均一化を図るようになる。同王の時代にはフランス各地に王権に直属する、従順な“優良都市” が現れ、経済・財政上、軍事上重要な支持基盤となった。その意味では南仏ボーケールに関する1260年の事例⁽⁸⁹⁾ が興味深い。そこでは当地のセネシャル職の交代が扱われているが、新たに同職を得たジョフロワ (de Courféraud) が“miles” と呼ばれていることが、その出自との関係で目を引く。同時にこの交代に際し「ソミエールの城代の手から (per manum castellani Sumidrii)」、同城の防衛設備と付随する諸物件が引き継がれるものの、それらは全面的に同城代の意のままに、防塞のために留保されると記されている。即ちセネシャルの配置された優良都市

は城代が主体的に管轄する周辺の城砦を統括する拠点としての役割を担っていたのである。

地域における王の軍事活動、防衛において諸都市が重要な役割を担っていたことは、その懈怠と制裁に関する以下2件の裁定から知ることができる。いずれも南仏の事例であるが、一つは都市フィジャック (Figeac) に関するもの (1260年) であり、他の一つはアルビに関するもの (1268年) である。いずれにおいても、都市は武器を伴って、セネシャルの下に馳せ参ずることが求められている。その懈怠に対しては前者においては罰金としてトゥール貨500リブラが、後者では同貨で2000リブラが課されている⁽⁹⁰⁾。これら高額の罰金は都市からの軍役提供の重要性を逆に示すものである。

また、拠点都市自体の防衛も王権の安定的な地域統治に不可欠であった。その意味では市壁の修築は重要であるが、それに要する多額の経費は基本的に都市財政に依拠していた。例えば1265-66年、ブレ・シュール・ソンム (Bray-sur-Somme) の首長と宣誓市民団 (major et jurati) はアミアンのバイイに対して市壁の周濠の漁業権の回復を求め、実現しているが、「当該バイイによる漁業権の剥奪は、彼等が市壁の修築費用の捻出のために魚を売却したことが契機となった」のである⁽⁹¹⁾。

ルイ9世治世には、王権は王領地内の諸都市に対して、財政支援を口実に、正確な会計関係書類の提出を求めるようになる。しかし、これは実際には諸都市の収支を厳格に管理・統制し、兵員と援助金を要求するための手段であった。王権の都市支配の意味は政治的なものから経済的なものに大きく変化した。1256年の勅令はノルマンディーの諸都市が定期的に会計簿を提示することを定め、その対象が1260年には王領内北部に、1262年にはノルマンディー、王領地全域に拡大されている。各都市の代表は毎年、市政役人の交代の際に王への会計報告の提出を求められた⁽⁹²⁾。

また、ルイ9世時代には王権は他方でバロン層の通貨権に干渉するようになる。その発行量、品位は別として、ドゥニエ貨発行権、図柄 (type)、改鑄が干渉、統制の対象となった⁽⁹³⁾。王権側は通貨に関する権利はレガリア権に属し、王が明確な条件の下でその行使を委託したに過ぎない、と主張した。王は王領地と、通貨発行権を持たない領主の所領内での他の貨幣の流通を禁じ、通貨発行権を持つバロン、司教の支配領域ではトゥール、パリ、ランのドゥニエ貨の受け入れを強要した。これはレガリア権を根拠とするもので、国王貨幣を通貨交換の標準単位とすることを意図している。また、バロン、司教層の造幣権に対する統制は、ヌヴェール伯による貨幣打造の一時停止、マンド司教によるパルルマンでの打造権の回復要求、アングレーム伯の改鑄に関するパルルマンの判決から裏づけられる⁽⁹⁴⁾。

国王貨幣の打造は現実には専門職人に請負わせる形でなされていたことがブルージュに関するパルルマンでの争論 (1265年)⁽⁹⁵⁾から知ることができる。彼は造幣師 (magister monete) であると同時に打ち抜き型の管理人 (custos cuneorum) としての権利を委譲されており、その代償として年々一定量の鑄塊 (インゴット, salmo) を支払っていた、と主張している。

貨幣に関しては造幣のみならず贋金の取り締まりに関しても王権は目を光らせていた。贋金の所持と使用は処罰の対象であり、その裁判権の帰属をめぐる王権とエソンヌ (Essone) の小修道

院長との間での争論が知られる（1260－61年）⁽⁹⁶⁾。後者の「所領内において贋金の所持と使用のかどで捕らえられたある男（*in loco illo fuit captus quidam homo qui portabat et expendebat falsam monetam pro bona*）」の裁判権は王に帰属するとするコルベユのプレヴォの主張にも拘らず、サンスのバイイの査察によって、当該小修道院長に返還されることとなった。しかし、その裁判権は「他方で高級裁判権に属するものの如くに彼に返還されたわけではない（*non tamen fuit ei reddita sicut de alta justicia*）」と特記されているように、通貨の統制権は別格のものとして位置づけられていたのである。

ルイ 9 世期には都市の内政への王権の介入が強化された。例えば、13 世紀後半には国王は“諸職の所有者”と見なされ⁽⁹⁷⁾、都市の親方職位を得るには国王役人への支払いが必要となった。上記の王への収支報告義務もその一環であるが、逆に王国の政策決定、例えば1262年の鑄貨に関する勅令に都市代表が関与するに至る点も見逃すことができない。

（3）都市裁判権と国王役人層

都市の統治における王権の関与の中核をなすのが裁判権であることは言うまでもない。王の意を体してそれを主として担ったのは、ルイ 7 世期まではプレヴォであり、フィリップ 2 世期以降はバイイであった。ルイ 6 世期の 1 証書には有力都市民の 1 人（*burgensis*）が①殺人、強盗などの重罪を犯した場合、②王のプレヴォに対して侮辱的な行為をなした場合が同列に置かれ、いずれも王自身が処罰を行うものとされている。また軽罪には一律に12デナリウスの科料が課されるが、その他の犯罪人はプレヴォの前での処罰を希望する限り、裁判を受けるべく都市を離れることが認められていた。王領地内で捕縛された罪人は王のプレヴォが尋問するものとされた。ルイ 7 世期の勅令（1155－56年）では都市民間の抗争についてはプレヴォに訴えが起こされた場合に限り、示談が成立しても、科料が支払われるものとされている⁽⁹⁸⁾。

また、プレヴォが“法廷決闘（*duellum*）”に大きく関わっている点が目を引く。予めプレヴォの同意を得た上で、当事者双方から2.5ソリドゥスの抵当金（*vadia*）が支払われ、人質（*obsides*）が用意された段階で双方から7.5ソリドゥスが支払われた。“合法的な人々（*legitimi homines*）”による法廷決闘の場合には、敗者の側の人質は112ソリドゥスを支払うのである。法廷決闘については別の勅令（1179－80年）⁽⁹⁹⁾にも規定が見られる。そこでは①判決に至らない決闘に関してはプレヴォは都市民（*civis*）に対し「抵当金の提供（*datio gagiorum*）」を強要できないこと、②法廷決闘の敗者に対し王は6リブラ、プレヴォは60ソリドゥスを越えて要求することはできないこと、③重罪に関する法廷決闘でない限り、勝利した剣闘士は32ソリドゥス以上を受け取ることができないこと、が規定されている。

フィリップ 2 世の治世に入ると程なくして、都市における裁判の中心的な担い手がプレヴォからバイイに移行したことが、エスダン（Hesdin）のコミューンに関する同王の証書（1192年）⁽¹⁰⁰⁾から知られる。そこでは、重罪（窃盗）犯は都市の首長（*major*）と誓約者団（*jurati*）が捕縛し、その後その犯罪を裁くために、同地のバイイに引き渡されるものとされている。また、同王がサンスのバイイ、プレヴォに宛てた 1 令状（1220年頃）では当事者が「王の法廷での決闘に

訴えること希望した場合には (*se obtulerint monomarchie in curia nostra*)」、法廷決闘 (*duellum, duel*) を開催するよう命じている⁽¹⁰¹⁾。当事者の選択によって、それを犯行現場で開催することも認められている。ここで注目すべきは、それと並行して、バイイが当該都市或いは犯行地の重大裁判に責任を負う近郷の聖職者、俗人、騎士たちなど「地域の合法的な人々の誓約の下で (*per iuramenta legitimorum hominum patrie*)」調査を行い、その結果を「開封書簡により (*per vestras litteras patentes*)」王のもとに報告するようバイイに命じている点である。ここに、13世紀前半での裁判における証拠主義の導入を見ることができる。

また、フィリップ2世治世の最末期(1223年)の自由都市 (*franchisia*) ボーモンに関する諸条項⁽¹⁰²⁾からも都市での裁判におけるバイイの主導性を看取することができる。そこでは、①当地の住民は毎年聖レミの祝日にバイイの面前で犯罪行為をバイイに知らせず、秘密にすることなきよう誓うこと(第2条)、②当地で起きたあらゆる犯罪行為についてはバイイに訴えを起こすこと(第4条)、③当地で住民が起こした軽罪は、バイイに訴えがなされ、二人の正当な人々の宣誓により裏づけられた場合には、王に5ソリドゥスが支払われること(第5条)、④訴えた者が証人を持たず、当市の宣誓者団の中に犯罪を目撃した者がいた場合、バイイは彼を証人として喚問し、事実であることが裏づけられた場合には科料として王は5ソリドゥスを取得すること(第6条)、⑤当市のある者が王側に不法行為をなし、その者を相手取って係争を起こした場合、適当な日をバイイによる裁判のために割り当てることとする。正当な理由により彼が召喚に応じない場合は期日を延期するが、そうでない場合には彼は5ソリドゥスの科料を支払うものとする(第20条)、とされている。

都市におけるプレヴォ権が王権から都市に委譲されている場合でも流血裁判権の収益は全面的に王権に帰属するのが原則であった。コンピエーニュの場合には、同市の首長と宣誓市民団 (*major et jurati*) の要求を受けて、ヴェルマンドワのバイイの指摘に従って、総額60リブラの内60ソリドゥス、つまり20分の1が彼らに帰属した(1262年)。やがて1270年には彼らとヴェルマンドワのバイイとの間で窃盗犯の裁判権の帰属をめぐる争論が起きている。そこでは証書により、プレヴォ権とそれに属するあらゆるものが王から彼らに永久に譲渡され、特に窃盗犯の裁判権も含まれることが確認されている⁽¹⁰³⁾。

都市における裁判権とその収益の帰属に関しては王権側に対するサンリスの首長と宣誓市民団 (*major et jurati*) の異議申し立て(1267-68年)⁽¹⁰⁴⁾が興味深い。ここでは具体的には庇護下の娘を彼女の友人たちの同意なしに結婚させた同市の1市民 (*burgensis*) からサンリスのバイイが科料を徴収したことが問題となっている。王の贈与証書の検討の結果、同市とその近郊 (*villa et ejus banleuca*) においては、王が保持する重罪(窃盗、殺人、放火)を除き、すべての科料、危害、裁判は都市側に帰属することが確認されている。

裁判の三審級制度—プレヴォ法廷—バイイ法廷—パルルマン—が現れるのはフィリップ3世治世(1270-85年)からであるが、既にルイ9世治世末期(1269年)にその先蹤が認められる。これは例えばランの近郊都市 (*communia*)、ブリュイエール・ス・ラン (*Bruyères-sous-Laon*) の首

長と宣誓市民団 (major et jurati) による異議申し立ての中に見られる⁽¹⁰⁵⁾。そこではヴェルマンドワのバイイが同市の市民たちに対して、不正な裁判や懈怠以外の場合にランでの上訴・再審を強要していることが問題となっている。

ここでは彼らが異議申し立ての根拠として引き合いに出している国王証書の次の文言、「王領外の平和の人々は裁判を強要されることはなく、そこで裁判を受ける必要は決してない (homines pacis extra potestatem placitare non compellentur, ibidem placitare minime tenerentur)」が逆の意味で特に重要である。即ち、上訴システムの形成は王側の権威と強要により王権、とりわけ国王裁判権の王領地外への拡大の重要な契機・根拠となった、とすることができる。上記の異議申し立てに対するバイイ側の「記憶にないほど以前から、彼らは他の当地の従属民と同様に上訴によってランにおいて裁判を受けていた (a tempore a quo non est memoria, ipsi apud Laudunum placitaverint per appellationes sicut alii homines ipsius terre)」という反論から裏づけられる。

裁判と関係して、特に目を引くのは王権の私人間の債務関係への関与である。ルイ 7 世のエタンブに対する特権証書 (1179-80年)⁽¹⁰⁶⁾においては、①ユダヤ人担当のプレヴォ (praepositus Judaeorum) が市の開催期間中に債務故に当人とその所有物を捕捉することを禁じ、②プレヴォは適法の期間以外では確認済みの抵当付き債務については裁判を強要できないことを規定している。また、フランキアとノルマンディーのバイイたちに宛てたフィリップ 2 世の令状 (1219-20 年)⁽¹⁰⁷⁾では、彼らがユダヤ人の印璽を保管し、双方の同意により成立した契約に対し押印することを命じている。また、王は求めに応じてバイイたちがその管区内でユダヤ人に対し、債務を法に従い、迅速に履行せしめるよう命じている。

同王は別の証書 (1223年)⁽¹⁰⁸⁾において、ルーアンの都市民との間に債務・契約関係を有する者が同市を離れ、王の裁判と権力のもとにある場合、彼がそれを認めた場合には法廷においてルーアンの市長 (major) の前に現れるよう強要されている。また、それを否定した場合にはルーアンのバイイの面前で法廷で抗弁するよう命ぜられている。また、ボーモン自由都市に対する同王の特許状 (1223年)⁽¹⁰⁹⁾においても都市民に対して、市 (いち) における債務者の身柄の拘束、所有物の捕捉は禁じられているが、その債務に関して王のバイイ或いはプレヴォに訴えを起こすことは認められている。しかし、裁判 (de jure faciendo) がなされなかった場合には、訴訟の取り下げから15日経過後、市の内外、王の支配領域内 (in districo nostro) どこであれ、債務者の所有物を捕捉できるものとされている。

ルイ 9 世時代の令状にもユダヤ人の債務の返済に関する指令が見られる⁽¹¹⁰⁾。そこでは父王ルイ 8 世のユダヤ人に関する勅令の作成時点での負債の返済を履行せしめ、それ以降の債務については、すでに王の文書の文面に従って返済せしめるべき負債は別として、バイイたちはそれに関与しないよう命ぜられている。なお、金銭の貸借に関してはルイ 9 世期に高利貸の禁止勅令が1230年、1243年、1254年、1263年と相次いで出されている点が銘記されねばならない。

同王の時代にユダヤ人自身の身柄と財産の帰属に対して王権が特別な関心を持ち、そのために特別に領主層との間で取り決めがなされ、またしばしば争論が起こっていたことがパルルマンの

裁判記録 (Olim) から窺うことができる。

そこに見られる 3 件はいずれもルイ 9 世治世最末期の 1269—70 年の判決結果であり、王権側が他領主の所領内に居住するユダヤ人に対する支配権を主張し、それに対して領主側が抗弁する形が取られている。1 例⁽¹¹¹⁾では王のバイイが領主エティエンヌ・ド・サンセールの所領内で 1 人のユダヤ人を捕らえ、当該領主の領有権を剥奪した (*eum disaisiverat de quodam Judeo suo*) のに対して、同領主は父祖の時代から同地でユダヤ人たちの領有権 (*saisina*) を平穩裡に有してきたことを主張し、査察の結果勝訴している。

他の 1 例⁽¹¹²⁾でも王のジゾールのバイイがイヴリー (Ivry) の領主の所領 (*baronia sua*) 内のユダヤ人たちの領有権を剥奪したとして領主側から同様の訴えがなされている。ここで注目されるのは「主なる王がユダヤ人たちをその支配領域から排除した時から (*a tempore quo dominus Rex de domaniis suis licenciavit Judeos*)」、父祖の時代からユダヤ人たちの領有権を有しているとの主張がなされている点である。しかし、クリア・レギスは、彼らは年々の請負料 (小作料, *firma*) の支払いを条件に同領主の所領に留まっているに過ぎず、(身柄は) 王に帰属するとしてこの要求を却下している。

第 3 の事例⁽¹¹³⁾は、「ユダヤ人たちは主なる王に帰属すると述べて (*dicens quod erant domini Regis*)」王のバイイがランスに滞在する 2 家族のユダヤ人たちを捕らえたのに対して、ランス大司教が異議を唱え、その返還を認められた事例である。その根拠として、彼らが記憶にないほど前からランスに居住しているだけでなく、『イザヤの書 (*rotulus Ysaie*)』を保管するという理由で、特定の場所では大幅な自由を享受していることが挙げられている点が目を引く。

以上の事例から一般の従属民と異なり、王権側はユダヤ人全般に対して特別な関心を持ち、その移動、定着、排除においては聖俗の領主一般とは別次元の優越的な統制権を有し、彼らの動静には各地のバイイが目を光らせていたことが知られる。

おわりに

以上、2 章に分けてフランス中世中期における国王の地方役人 (バイイ・セネシャル、プレヴォ、セルジャン) の活動の実態を王権との関係で史料に基づいて具体的に見てきた。

〔I〕第 I 章で見たように、先ず公道の支配・管理権は他のいわば私的な物件・権益とは異なり、人と物の移動を統制する公的な支配権であり、王権の拡大にとって極めて重要な要素であった。公道の管理、その裁判権の維持に関してはバイイとプレヴォがきめ細かく差配していたことが知られる。また、軍事権も公的秩序の維持に不可欠の要素であり、王権はその掌握に大いに意を用いていたが、フィリップ 2 世期を画期として、中央の国王大官であるセネシャルの指揮下でプレヴォが現地で差配する形から、中央の指令を受けて現地でバイイの指揮下でプレヴォが差配する形に変わるのが知られる。

教会との関係では教会守護権が徐々に王権のもとに集積されて行くとともに、国王役人は教会領内における裁判権行使の補助・補完的役割を担った。これは事実上“聖俗複合支配権”であ

り、国王役人による教会裁判権の侵害を引き起こし、王権による教会の支配に繋がる傾向が見られる。教会法的査察制度はバイイ法廷での再審を可能にし、教会裁判権の蚕食をもたらすことになる。

他方で王と在地の中小貴族層とのレーン関係の掌握、維持、拡大の上で国王の地方役人層の果たした役割は大きい。彼らは封の授受関係の掌握、その移動と剥奪、新規の設定、オマージュの受領の代行、封地相続税の徴収など多面的に関与した。また、大封臣（世俗諸侯・バロン）層の封地相続への関与に際しても国王役人層は重要な役割を担った。王領地の外側の中小領主に対するレーン関係の底部における拡大と、世俗諸侯層に対する上からのレーン制統制の強化は次の段階における貴族層総体を犠牲にした王権の拡大の前提をなすものである。

この点は特に裁判権に関して顕著であり、バイイ・プレヴォの地域での裁判活動は中央への報告を義務づけられており、それは上訴制のルートとなり、延いては裁判の中央集中化をもたらすものとなる。また、プレヴォ管区の設定と明確化は王権の領域的な支配の基盤となり、その外側への拡大を可能にした。地域の聖俗領主の裁判権に介入・干渉するだけでなく、彼ら自身の身柄、財産、貢租収益にまで干渉することになる。

以上のように王権の各地域への拡大はバイイープレヴォの活動に大きく依拠しており、それが実効性と永続性を持つためには、彼ら自身とその活動を効果的に統制、助成しなければならない。中央の統制権の強度は職務執行主体の自律性、自由度と反比例する。国王役人の権能については“あなた方の *potestates, potestantes*”という表現が頻繁に用いられており、その行使を“*per jus*（法・権利に基づく）”とする表記も見られる。また、科料収益についても彼らの固有の取り分が明記されている事例も少なくない。これらは彼らの職務が単なる王権の代行ではなく、一定度の自律性を保証されていることを意味している。

その背景には彼らが基本的に在地の領主家系に出自するか、或いは王から比較的安定的な封を受領している点がある。発達した行政組織、官僚機構を持たない段階では在地の中小領主家系をレーン制の枠組みの中に包摂し、彼らにその代償として国王役人としての職務を遂行せしめるという形が最も安定的な形態であった。その際、貨幣経済の一定の展開を反映して、ラント（定期金、*rente*）を封とする貨幣レーンの部分的な導入と、公的職務の請負制が見られることも看過できない。確かに両者はまだ補完的な役割を担うに過ぎないが、いずれも王国財政制度の未発達な段階に対応した職務遂行に対する反対給付の形態であり、古典的なレーン制に比して、家産制的な人的要素が後退し、物権的な要素が前面に現われている点に注目しなければならない。しかも、公的な職務が一つの権益として世襲的に継承され、時には売買の対象となっている点も時代的な特質と限界を示すものである。

〔Ⅱ〕 第Ⅱ章では特に王権による都市支配に限定して、そこでの国王役人の活動と存在形態の時代的な特質を検討した。その点では先ず“王の騎士”、“王の聖職者”と呼ばれ、12世紀後半以降、中央において上級貴族層を排除しつつ、特権的な助言者集団を構成する人々が基本的に都市を基盤としている点が重要である。

この点は王権と都市の関係の緊密化を前提とするものであるが、その本格的な出発点は12世紀初頭に始まるいわゆる“コミューン”運動に求めることができる。この運動の背景には王権と聖俗都市領主との対立・抗争があり、王権はこの運動に介入して都市民の水平結合に依拠した安定的な統治を目指し、延いては王領地周辺地帯における防衛拠点の確保を図ったと見ることができる。その後、13世紀前半にかけて王権によるコミューンの賦与は拡大し、王権の都市政策の基本線をなすことになる。

ルイ7世期以降、王権は一方で都市に経済特権を賦与し、ラント取得権を代償とするプレヴォ権を委譲しつつ、他方で国王役人の都市内での位置の明確化を図り、経済活動への関与と統制を進め、両者の協働関係による治安の維持を図ることとなった。

フィリップ2世期以降、王権は諸都市との間にレーン関係を結び、優先的オマージュを強要し、軍役などのレーン制的奉仕を求めた。これは一方的な支配、統制の強化ではなく、相互依存関係、協働性の強化とみるべきである。具体的にはプレヴォ職の上層都市民による取得、都市への裁判権の限定的な委譲、彼らの王国財政への関与、助言と兵員の提供などが挙げられる。しかし、総体的に見て、結果的には王権主導の都市に対する支配権の拡大・強化が13世紀の過程で実現したとすることができる。同世紀中葉までにはコミューンの賦与は終焉し、旧コミューン都市は裁判、財政の自律性を喪失し、会計簿の提出義務に見られるように都市財政への王権の統制は強化された。同時に諸都市の法的な均一化が図られ、“優良都市 (bonne ville)” という新たな概念が一般化した。都市自体は王国統治の重要拠点となり、王国財政は都市経済に依存し、軍事活動と防衛においても都市の重要性は一層高まった。

都市の経済活動との関係では王権は“諸職の所有者”として内政に干渉し、通貨に関してはバロン層の造幣権に制限を加え、特定通貨の強要、贋金の取り締まりの強化、専門職人による請負を進めた。また、公的秩序維持の観点から、私人間の債務関係とその履行、高利貸の禁止にも関与した。特に王権はユダヤ人の経済活動、身柄と財産の帰属に特別の関心を持ち、聖俗貴族層との間にしばしば争論を惹き起した。

以上、王権による都市支配は中世中期の過程で飛躍的に強化され、重要性を増すが、その最前線において活動したのはやはりバイイープレヴォら国王役人たちであり、その活動の中核は裁判権の行使にあった。裁判においてはバイイが主導性を発揮し、その下でプレヴォは“決闘裁判”にも関与した。彼らの調査・査察に基づく再審査 (enquête) の導入は上訴制を浸透させ、王領地の外側への王権の拡大・強化の重要な契機、根拠となった。

本稿を通じて国王役人の実態と活動を具体的に見ることにより、王権の拡大・強化の一端を解明することができたものと考えるが、そのメカニズムを構造的に捉えるためには、各地域ごとに、その支配をめぐる王権と聖俗諸侯層の関係を具体的に検討する必要性が痛感される。

【註】

- (1) J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, Paris, 1991, p.62.
- (2) A.Luchaire, *Etudes sur les actes de Louis VII*, Paris, 1885 (actes inédits), no.126, p.370
- (3) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, Paris, 1916, no.381, p.471.
- (4) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.II, Paris, 1943, no.589, p.140.
- (5) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.345, p.417.
- (6) R.Fawtier, *Les Capétiens et la France*, Paris, 1942, pp.171-172 ; J.Berbey, *Etre roi et son gouvernement en France*, Paris, 1992, p.364.
- (7) (éd.) Le Comte Beugnot, *Les Olim ou registres des arrêts rendus par la cour du roi*, t.I, Paris, 1839, pp.640-641-XV (no.1010) ; p.139-III (no.597), cf. pp.270-271-V (no.1265).
- (8) G.Sivéry, *Saint Louis et son siècle*, Paris, 1983, pp.534-535.
- (9) J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, pp.182-183 ; J.Richard, *Saint Louis*, Paris, 1983, p.195.
- (10) J.de Laborde, *Layettes du Trésor des Chartes*, t.III, Paris, 1875, no.4335, p.354, col. 1-2 ; no.4367, p.373, col.2-p.374, col.1 cf.no.4320, p.347, col.2-348, col.1.
- (11) *Les Olim*, t.I, pp.196-197-V (no.892).
- (12) G.Sivéry, *Saint Louis*, pp.534-535, 587 ; J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, p.288.
- (13) *Les Olim*, p.241-X (no.1090) ; p.207-IV (no.948).
- (14) L.Delisle, *Cartulaire normand de Philippe Auguste, Louis VIII, Saint Louis et Philippe-le-Hardi*, Caen, 1882, no.794, p.182, col.2.
- (15) *Les Olim*, t.I, p.303-II (no.1442).
- (16) *Les Olim*, t.I, p.683-XV (no.1165).
- (17) 具体的な事例としては: mater ejus apposuit loco filii sui ad deserviendam dictam sergenteriam (*Les Olim*, p.207-IV (no.948, a.1265) ; sergenteria accidit hereditarie sororibus.....et accidit similiter hereditarie Rogero.....ratione uxoris sue, que erat matertera earum [*Les Olim*, p.303-II (no.1442, a.1269)]).
- (18) A.Rigaudière, *Pouvoirs et institutions dans la France médiévale*, t.II, Paris, 1994, pp.172-173.
- (19) *Les Olim*, p.127-V (no.546) ; p.238-III (no.1083).
- (20) J.Barbey, *Etre roi et son gouvernement*, p.365.
- (21) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.168, pp.201-202 ; *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, Paris, 1979, no.1501, p.125.
- (22) *Les Olim*, t.I, p.585-VII (no.877) ; pp.614-615 (no.965).
- (23) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI, roi de France*, t.I, Paris, 1992, no.91 (a.1113) ; t.II, no.257 (a.1118-27) ; t.I, no.21 (a.1108).
- (24) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.III, Paris, 1966, no.1129 (a.1210) ; no.1339 (a.1214) ; t.IV, no.1498 (a.1217) ; no.1824 (a.1223).
- (25) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.215.
- (26) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.III, no.1129 ; t.IV, no.1635 ; L.Delisle, *Cartulaire normand*, no.613.
- (27) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, no.1824 (a.1223).
- (28) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, no.1734 (a.1221).
- (29) *Les Olim*, t.I, p.261-VII (no.1192).
- (30) *Les Olim*, t.I, p.809-XXVI (no.1525) ; pp.337-338 (no.1544).
- (31) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, t.I, no.195.
- (32) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.II, no.521 (a.1196) ; no.541 (a.1196).
- (33) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.III, no.1118.

- (34) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.III, no.1118.
- (35) *Les Olim*, t.I, pp.120-121-VII(no.502).
- (36) *Les Olim*, t.I, p.496-XVI(no.527).
- (37) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, t.II, no.266.
- (38) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, t.I, no.225.
- (39) J.de Laborde, *Layettes du Trésor des Chartes*, t.IV, no.4134.
- (40) *Les Olim*, t.I, p.309(no.1453).
- (41) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, t.I, no.225.
- (42) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, t.II, no.381 ; *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.188.(cf.Id,no.189).
- (43) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, t.I, no.21(a.1108).
- (44) A.Luchaire, *Etudes sur les actes de Louis VII*(actes inédits), p.448, no.652.
- (45) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.337(a.1190).
- (46) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, no.1501.
- (47) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, no.1824.
- (48) *Les Olim*, t.I, p.186(no.837 :a.1263-64) ; p.486-VII(no.490 :a.1260) ; p.81-XII(no.327 :a.1259).
- (49) J.Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, p.194 ; J.Richard, *Saint Louis*, p.387.
- (50) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.407 ; t.I, no.435(a.1192).
- (51) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.II, no.902.
- (52) J.de Laborde, *Layettes du Trésor des Chartes*, t.III, no.4335 ; t.III, no.4320, no.4367.
- (53) J.de Laborde, *Layettes du Trésor des Chartes*, t.III, no.4362(a.1257).
- (54) *Les Olim*, t.I, p.470-VIII(no.429).
- (55) L.Delisle, *Cartulaire normand*, no.778.
- (56) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東京大学出版会、1992年、53頁。
cf.J.Richard, *Saint Louis*, p.390.
- (57) 渡辺節夫『フランスの中世社会—王と貴族たちの軌跡』吉川弘文館、2006年、71頁。
王が中小領主層（陪臣層）を自己の直接的な従属化に組み込む際に、彼らの忠誠を確保すべく、彼らの主君、近親者から保証を求め、違反した場合には保証物権を没収する制度。
- (58) 渡辺節夫「フランス封建王制の確立過程と聖俗諸侯層—ジャン・ド・ジョワンヴィル『ルイ9世伝』の史料学的検討」『青学総研究叢書（人文）』16号、2001年、38—40頁。
- (59) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, no.1806.
- (60) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.III, no.1196.
- (61) G.Sivéry, *Saint Louis et son siècle*, pp.531-532.
- (62) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.I, no.345.
- (63) *Les Olim*, t.I, pp.108-109(no.451).
- (64) *Les Olim*, t.I, p.204-VII(no.921).
- (65) *Les Olim*, t.I, pp.229-230-I(no.1049).
- (66) *Les Olim*, t.I, p.643-I(no.1036).
- (67) E.Bournazel, *Le gouvernement capétien au XIIe siècle*, Limoges, 1975, p.73 ; G.Sivéry, *Philippe Auguste*, Paris, 1993, pp.153-154.
- (68) *Ordonnance des roys de France*, vol.XI, p.202 ; *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.II, no.483.
- (69) A.Luchaire, *Etudes sur les actes de Louis VII*(actes inédits), no.353, p.401.
- (70) Y.Sassier, *Louis VII*, Paris, 1991, p.432.
- (71) J.Dufour, *Recueil des actes de Louis VI*, no.47(a.[1110]).

- (72) 柴田三千雄他編『フランス史 1』(世界歴史大系)、山川出版社、1995年、338頁。
- (73) Y.Sassier,*Louis VII*,p.431.
- (74) A.Luchaire,*Histoire des institutions monarchiques de la France sous les premiers Capétiens(987-1180)*,Paris,t.II, 1883,pp.326-327(notes et appendices,no.24).
- (75) J.Dufour,*Recueil des actes de Louis VI*,t.II,no.280 ;A.Luchaire,*Etudes sur les actes de Louis VII(actes inédits)*,no. 463,p.419(a.1162-63).
- (76) *Ordonnance des roys de France*,vol.XI,p.203(a.1155-56) ;*Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.II,no.495.
- (77) *Ordonnance des roys de France*,vol.XI,p.200.
- (78) *Ordonnance des roys de France*,vol.XI,p.212.
- (79) G.Sivéry,*Philippe Auguste*,p.351.
- (80) *Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.I,no.441 ; t.IV,no.1765.
- (81) Ch.Petit-Dutaillis,P.Guinard,*L'essor des états d'Occident*,Paris,1944(1937),p.157.
- (82) J.Baldwin,*Philippe Auguste et son gouvernement*,p.195.
- (83) *Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.IV,no.1811.
- (84) Ch.Petit-Dutaillis,*Etude sur la vie et le règne de Louis VIII*,Paris,1894,p.423.
- (85) G.Sivéry,*Louis VIII*,Paris,1995,p.396.
- (86) G.Sivéry,*Saint Louis et son siècle*,p.559.
- (87) *Les Olim*,p.560-IV(no.779).
- (88) *Les Olim*,p.553-VI(no.755).
- (89) J.de Laborde,*Layettes du Trésor des Chartes*,t.III,no.4626.
- (90) *Les Olim*,t.I,pp.487-488(no.495) ;pp.270-271-V(no.1265).
- (91) *Les Olim*,t.I,pp.640-641-XV(no.1010) :tunc ballivus Ambianensis,dissaisivit eosdem piscibus dicti loci quos ipsi vendiderant pro muris ipsius ville reparandis.
- (92) G.Sivéry,*Saint Louis et son siècle*,pp.558-559,567.
- (93) J.Richard,*Saint Louis*,p.320.
- (94) J.Richard,*Saint Louis*,pp.319-320.
- (95) *Les Olim*,pp.615-616-VI(no.966).
- (96) *Les Olim*,p.126-II(no.543).
- (97) 柴田三千雄他編『フランス史 1』(世界歴史大系)、364頁。
- (98) J.Dufour,*Recueil des actes de Louis VI*,t.II,no.257 ;*Ordonnance des roys de France*,vol.XI,p.201.
- (99) *Ordonnance des roys de France*,vol.XI,p.212.
- (100) *Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.I,no.408.
- (101) *Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.IV,no.1689.なお、法廷決闘(placitum spate,placitum ensis)はルイ 9 世期にも、王権と修道院との間での重罪裁判権の帰属をめぐる争論において現れる[*Les Olim*,t.I,p.81-XII (no.327,a.1259) ;p.486-VII(no.490,a.1260)]。
- (102) *Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.IV,no.1811.
- (103) *Les Olim*,t.I,pp.537-538-III(no.682) ;p.814-XVI(no.1515).
- (104) *Les Olim*,t.I,pp.710-711-XXXIV(no.1230).
- (105) *Les Olim*,t.I,p.769-IV(no.1405):ballivus compellebat ipsos.....placitare apud Laudunum,alias quam per appellacionem interpositam propter pravum iudicium,seu propter juris defectum.
- (106) *Ordonnance des roys de France*,vol.XI,p.212.
- (107) *Recueil des actes de Philippe Auguste*,t.IV,no.1555.
- (108) L.Delisle,*Cartulaire normand*,no.777,p.178,col.1.

(109) *Recueil des actes de Philippe Auguste*, t.IV, no.1811.

(110) Dom E.Martène, *Veterum scriptorum et monumentorum.....amplissima collectio*, Paris, t.I, 1724, col.1294(s.d).

(111) *Les Olim*, p.811-812-XXXII(no.1531).

(112) *Les Olim*, p.791-IV(no.1462).

(113) *Les Olim*, p.793-VII(no.1465).

* *Les Olim*の括弧内の数字(no.)はE.Boutaric, *Actes du Parlement de Paris(Inventaires et documents)*, t.I, Paris, 1863における整理番号を示す。